

登録番号
登録年月日
第三七、一五号の一
平成二十七年二月十六日
右登録の原因
この著作物は、平成二十七年一月二十五日にJ.T.パパの変名で公表した著作物であり、次の者た
めに実名登録をした。

paba音表現仮名による創作擬語
表現作品集二「オノマトペ創作擬語
及び追擬語その一」

平成二十二年法律第二百三十三号
平成二十四年厚生省告示第三百七十号

○農林水産省告示第千四百三号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
三十三条の二の規定により、次のように保安林の
指定施業要件を変更する。
平成二十七年六月二日

○農林水産大臣 林 芳正

神奈川県足柄上郡山北町玄倉字向沢五〇三の
一、字向沢五〇三の三、五〇三の四、五〇五の
一、五〇七の一、五〇七の二、字立間五四八の
二九、五四八の三六、五四八の五六、五六六の
四、五七三の二、五七五の一〇から五七五の一
四まで、五七五の二二から五七五の二七まで、
五七五の三一、五七五の三三、五七五の四〇か
ら五七五の四二まで、五七六の三、五七六の四、
五七六の六、五七六の七、五七六の一、字小
畠平五七九の四一、五七九の四四、五七九の四
九

二九〇〇の口、字日影山八二六の四七、字栗
九七の二、世附字上ノ山六四九、六九八、六九
九、七〇〇の口、字日影山八二六の四七、字栗
九二六の五五、中川字焼津二一八のイの二〇、
九二〇のソの一、九二〇のレの一、神縄字ヲキ
二二三の一一、字小塙八九八の一七、字号良九
一三の一、九一三の一、字越田九二〇のツ、
九二〇のソの一、九二〇のレの一、神縄字ヲキ

ツチ一六八

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の
防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐として伐採は、定めない。

2 主伐として伐採をることができる立木

は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る伐

採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木

は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る立

木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る立

木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(五) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る立

木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(六) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る立

木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(七) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る立

木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(八) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る立

木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(九) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る立

木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(十) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る立

木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(十一) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る立

木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(十二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る立

木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(十三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る立

木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(十四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る立

木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(十五) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る立

木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(十六) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る立

木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(十七) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る立

木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(十八) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る立

木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(十九) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る立

木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(二十) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る立

木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(二十一) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る立

木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(二十二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る立

木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(二十三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る立

木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(二十四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る立

木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(二十五) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る立

木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(二十六) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る立

木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(二十七) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る立

木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(二十八) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る立

木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(二十九) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る立

木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期輪以上の

ものとする。

(三十) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1 (次のとおりとする。

2 その他の森林については、主伐に係る立

木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定